

トヨタ記念病院 病児保育施設「ぴーぼらんど」 利用規約

制定 2018年4月
改定 2019年10月
改定 2020年1月
改定 2020年5月
改定 2024年1月

トヨタ記念病院

第1条 名称および所在地

本病児保育施設の名称は、トヨタ記念病院 病児保育施設「ぴーぼらんど」（以下「本施設という。」）とし、本施設は、愛知県豊田市平和町4-48-1（トヨタチャイルドケアぶうぶフォレスト内）に置く。

第2条 設置者及び管理者等

1. 本施設の設置者は、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」という。）とする。
2. 本施設の管理者は、当社から管理・運営業務を受託したトヨタすまいるライフ株式会社（豊田市大林町1-81）とし、本施設の保育管理・運営をピジョンハーツ株式会社（名古屋市中区丸の内2-12-13）に再委託する。

第3条 目的

病時期または病気回復期であり、保育施設や学校での集団生活が困難なお子様を一時的に預かる業務を行うことにより、保護者の就労支援を目的とする。

第4条 保育業務の委託

保護者（以下「保護者」という。）は、本施設に対し、病児保育利用申込書の「幼児・児童名」記載のお子様（以下「お子様」という。）の病児保育を委託し、本施設はこれを誠実に遂行する。

第5条 保育・看護方針

本施設は、医師・看護師・保育士・その他のスタッフが連携をとり、お子様の保育・看護を提供する。また、身体ケアに加えてメンタルケアにも目を向けながら、病状の安定、軽快に向かうよう対応する。

第6条 病児保育の対象

本施設における病児保育の対象は、次の各号の要件を全て満たすお子様とする。

- （1）生後6ヶ月から小学校6年生まで
- （2）豊田市内に住所を有する者
- （3）保護者が本利用規約に対する誓約書を提出
- （4）利用当日にトヨタ記念病院救急外来に受診し、医師より本施設の利用許可を得た者

(5) かかりつけ医に受診して「病児保育連絡票」を発行された者

第7条 初回利用時

保護者は、本施設にお子様を預けるに先立ち、次の各号に定める方法により手続きをしなければならない。

4月から始まる年度の初回利用前までに事前に所定の「病児保育利用登録票」を提出。

第8条 利用料金等

1. 利用料金、利用時間及び定員は、以下のとおりとする。

| 定員（1日） | 利用時間 | 利用料金（税抜） | 昼食（税抜） |
|--------|------------|----------------------|---------------|
| 4名 | 7:30～18:30 | 4,000円 (1人/1日あたり) | 240円 (希望者) |

(注意事項)・休診日は、トヨタ記念病院カレンダーによる。

- ・疾患の受入状況により受入人数を制限する場合がある。
- ・利用時間内に病状の変化等により医師が診察した場合、別途料金が発生する場合がある。
- ・利用時間の延長はない（時間厳守）。
- ・昼食の内容は、事業所内託児所と同内容とする。
- ・感染力の高い疾患等、病状により利用できない場合がある。

2. 利用方法は、次のとおりとする（詳細は、別紙「利用の流れ」参照）

(1) 予約

利用前営業日の9時から15時までに、本施設に電話により予約を受け付ける（先着順）。かかりつけ医院等を受診の上、所定の「病児保育利用申込書」、「病児保育連絡票」を本施設までFAXする方法により予約確定とする。

なお、連日予約は同一疾患に限り月曜日から金曜日の間の連続した3日間までとする。

(2) 利用

予約確定者は、利用当日の6時半から8時半までの間にトヨタ記念病院救急外来に受診し、医師が本施設への受入を許可した場合に利用できる。

利用時には、所定の「病児保育利用申込書（原本）」、「病児保育連絡票（原本）」、「お子様について」と、必要がある場合は、所定の「与薬依頼書」を本施設に提出する。

3. キャンセル方法及びキャンセル料は、次のとおりとする。

(1) 予約申し込み後のキャンセルは、利用前営業日17時までとする。利用前営業日17時以降にキャンセルする場合、利用料金の100%をキャンセル料として申し受ける。

(2) 予約確定者が利用当日8時半までにトヨタ記念病院救急外来を受診しなかった場合には、キャンセルしたものと見做し、利用料金の100%をキャンセル料として申し受ける。

(3) 予約確定者が、利用当日トヨタ記念病院救急外来を受診し、医師に受入不可と判断された場合には、キャンセル料は発生しない。

第9条 送迎

お子様の送迎は原則として申込者（保護者）が行う。ただし、申込者（保護者）と違う代理人がお子様を引き取る場合には、申込者は予め当施設に連絡の上、代理人は運転免許証等の身分証明書を提示しなければならない。

第10条 利用料金等の支払い方法

1. 保護者は、トヨタ記念病院救急外来にお子様を受診させた後、その会計窓口にて、医療費と共に当施設の利用料金を支払う。
2. キャンセル料の支払いは、トヨタ記念病院の会計窓口にて受け付ける。保護者は、(i) キャンセル料発生後1週間以内、または(ii) 次回本施設利用時のいずれか早い方までに、キャンセル料を支払わなければならない。

第11条 利用資格喪失

次の各号のいずれかに該当する場合、保護者及びお子様は利用資格を喪失する。

- (1) 本利用規約に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽があった場合
- (3) 利用料金及びキャンセル料の支払いがない場合

第12条 善管注意義務等

1. 本施設は、善良な管理者の注意義務をもってお子様をお預かりする。
2. お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、「病児保育連絡票」等により告知されていない事情に起因する事故については、本施設は責任を負わない。
3. 本施設は、お子様にすでに疾病が認められ、これが悪化し、またこれに関連・併発・起因して発生した事故（病名が同じであるか否かを問わない）については、責任を負わない。
4. 保護者が持参した食事の内容（異物混入、腐敗、アレルギー等を含むが、これに限られない）に起因してお子様に体調不良等の事故が発生した場合は、保護者が全ての責任を負担し、本施設は責任を負わない。

第13条 緊急医療

1. 保護者は、お子様に緊急医療措置が必要となったにもかかわらず、その連絡を受け取ることができなかった場合、本施設併設のトヨタ記念病院救急外来において医師の判断に基づく医療措置を受けることに同意する。
2. 前項の状況においてさらなる治療が必要となった場合、同病院の医師が選択した他の医療機関にお子様を搬送して医療措置を受けることについて、保護者は事前に同意する。なお、この場合、本施設は、紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について一切責任を負わない。

第14条 責任の限定

本施設は、万が一本施設の責に帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、本施設が加入している賠償責任保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、保護者及びお子様の損害を補てんするものとし、かつ、同保険金額をもって責任の限度とする。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負担する。

第15条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合、本施設は、その利用を制限し、受け入れを拒否する場合がある。

- (1) お子様の病状により、医師が利用不可と判断した場合
- (2) 天災（地震・台風・大雪等）により交通機関の乱れ、また災害が予想される場合
- (3) 天災（地震・台風・大雪等）により建物・設備等が損壊し、通常に運営が困難になった場合
- (4) 本施設の保育方針・保育方法に保護者の同意がない場合
- (5) 本利用規約に従わない場合
- (6) その他、本施設長が利用の制限が必要と判断した場合

第16条 保護者の義務

1. 保護者は、本施設に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。
2. 保護者は、本施設を利用する間、「病児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるように努めなければならない。

第17条 個人情報の取り扱い

トヨタ記念病院 病児保育施設 個人情報保護方針に準ずる。

第18条 規約の改定

本施設は、本施設の判断により本利用規約の改定を行う場合がある。その場合、事前にトヨタ記念病院ホームページにて通知する。